

Ⅱ 組織・業務

1. 仙台市精神保健福祉総合センターの概要

(1) 設置目的

精神保健福祉総合センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条に基づき、精神保健及び精神障害福祉に関する指導、啓発等を行うとともに、精神障害者の社会復帰に必要な生活指導等の事業を実施することにより、市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を総合的に図ることを目的とし設置されている。

(2) 名称・所在地

仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字三居沢 1 番地 6

(3) 沿革

昭和 27 年 育児において精神保健上の配慮が必要との観点から、

『小児精神衛生相談所（ベビーホーム）』を設置

昭和 25 年 **精神衛生法施行**

昭和 31 年 精神衛生法第 7 条による『精神衛生相談所』に改組

昭和 40 年 **精神衛生法改正**

※改正により、各都道府県に精神衛生センターが設置となり、精神衛生相談所の設置根拠は失われるが、市は存続を決定する。

昭和 57 年 **仙台市精神保健指導施設条例施行**

昭和 58 年 精神衛生相談及びデイケア機能に加えて、精神衛生行政の研修機能を併せた施設として『仙台市デイケアセンター』を開設

昭和 62 年 **精神保健法施行**

平成 7 年 **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）施行**

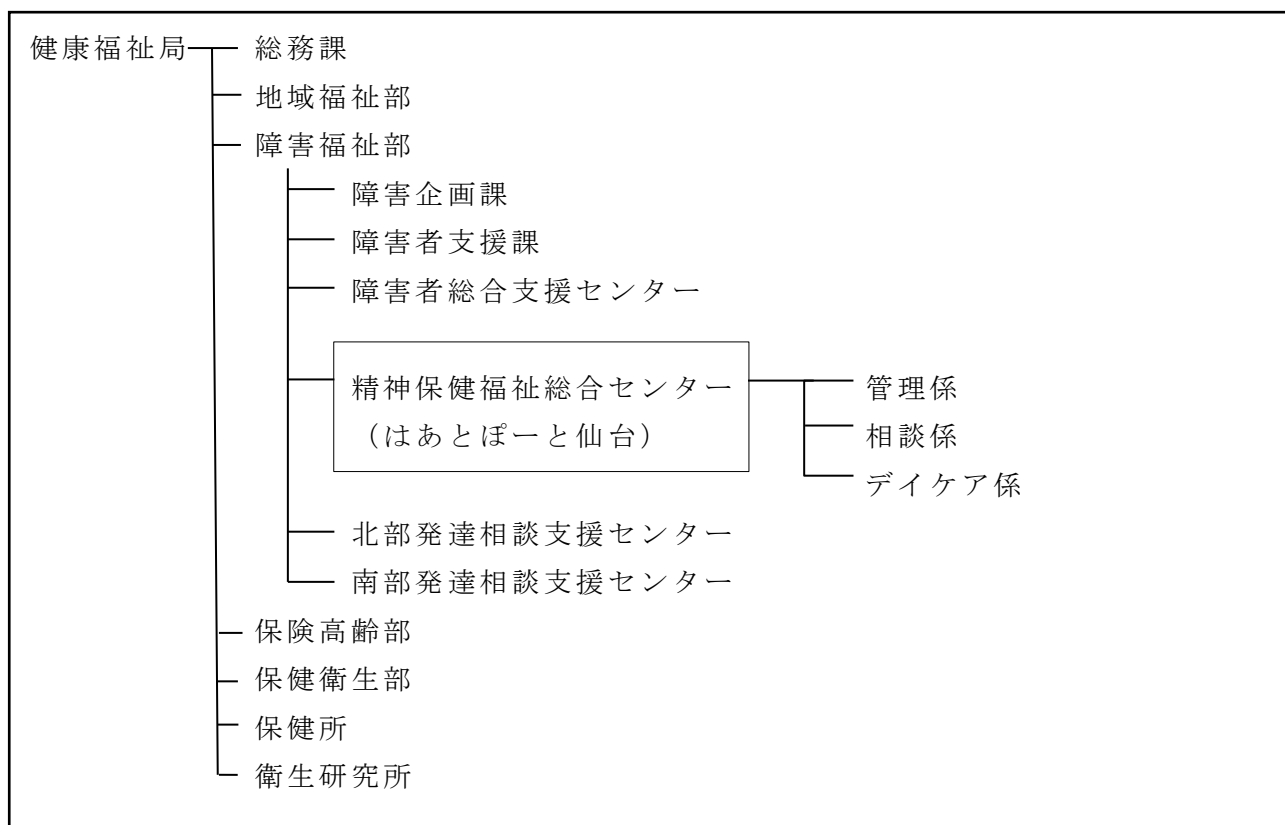
平成 9 年 同法第 6 条により『仙台市精神保健福祉総合センター』を開設

平成 23 年 センター内に『仙台市自殺予防情報センター(仙台市こころの絆センター)』を設置

平成 31 年 **自殺対策基本法**改正に伴い、自殺予防情報センターを『仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）』に変更

(4) 機構

① 健康福祉局組織図



② センター職員構成

職員数合計 37名 (正職員 19名 専門員 1名 嘱託職員 15名 臨時的任用職員 2名)			
所長 (精神科医師)	1	主幹 (精神科医師)	2
管理係 9名			
主幹兼係長 (事務)	1	看護師	1 (うち嘱託 1)
事務	6 (うち専門員 1、 嘱託 1、臨職 2)	薬剤師	1 (うち嘱託 1)
相談係 15名			
主幹兼係長 (保健師)	1	保健師	2
臨床心理士	8 (うち嘱託 3)	社会福祉士	1 (うち嘱託 1)
精神保健福祉士	3 (うち嘱託 3)		
デイケア係 10名			
係長 (保健師)	1	保健師	1
臨床心理士	4 (うち嘱託 2)	心理職	1 (うち嘱託 1)
精神保健福祉士	2 (うち嘱託 2)	作業療法士	1

(令和2年3月31日現在)

(5) 業務内容

精神保健福祉センター運営要領に基づき、精神保健福祉の専門機関として、次の業務を担っている。

- ・ 調査研究及び企画立案
地域精神保健福祉に関する専門的な調査・研究を実施し、社会復帰施策・地域精神保健福祉に関する施策の提案・企画を行う。
- ・ 人材育成及び教育研修
精神保健福祉業務に従事する保健所及び関係機関の職員に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成及び技術向上を図る。
- ・ 技術指導及び技術援助
地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び関係機関に対し講師の派遣、業務の助言など専門的な援助を行う。
- ・ 組織育成
地域精神保健福祉の向上を図るため、関係団体等の育成を図る。
- ・ 普及啓発
市民に対し精神保健福祉に関する知識、精神障害者の権利擁護について、普及啓発を行う。
- ・ 精神保健福祉相談
精神保健福祉全般の相談（来所相談、電話相談）を行うほか、各区保健所及び関係機関等と協力し、複雑困難事例の相談支援を行う。
- ・ 精神保健福祉相談及び精神科デイケアに係る精神科診療
- ・ 精神科デイケア指導
- ・ 精神医療審査会の審査に関する業務
- ・ 自立支援医療（精神通院）に係る支給認定及び決定に関する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（精神通院）の指定に関する業務
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の判定及び交付に関する業務
- ・ 地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援・震災後こころのケア）
- ・ 依存症関連事業
- ・ ひきこもり関連事業
- ・ 自死予防関連事業 [仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）]

(6) 施設概要

① 施設の規模及び構造

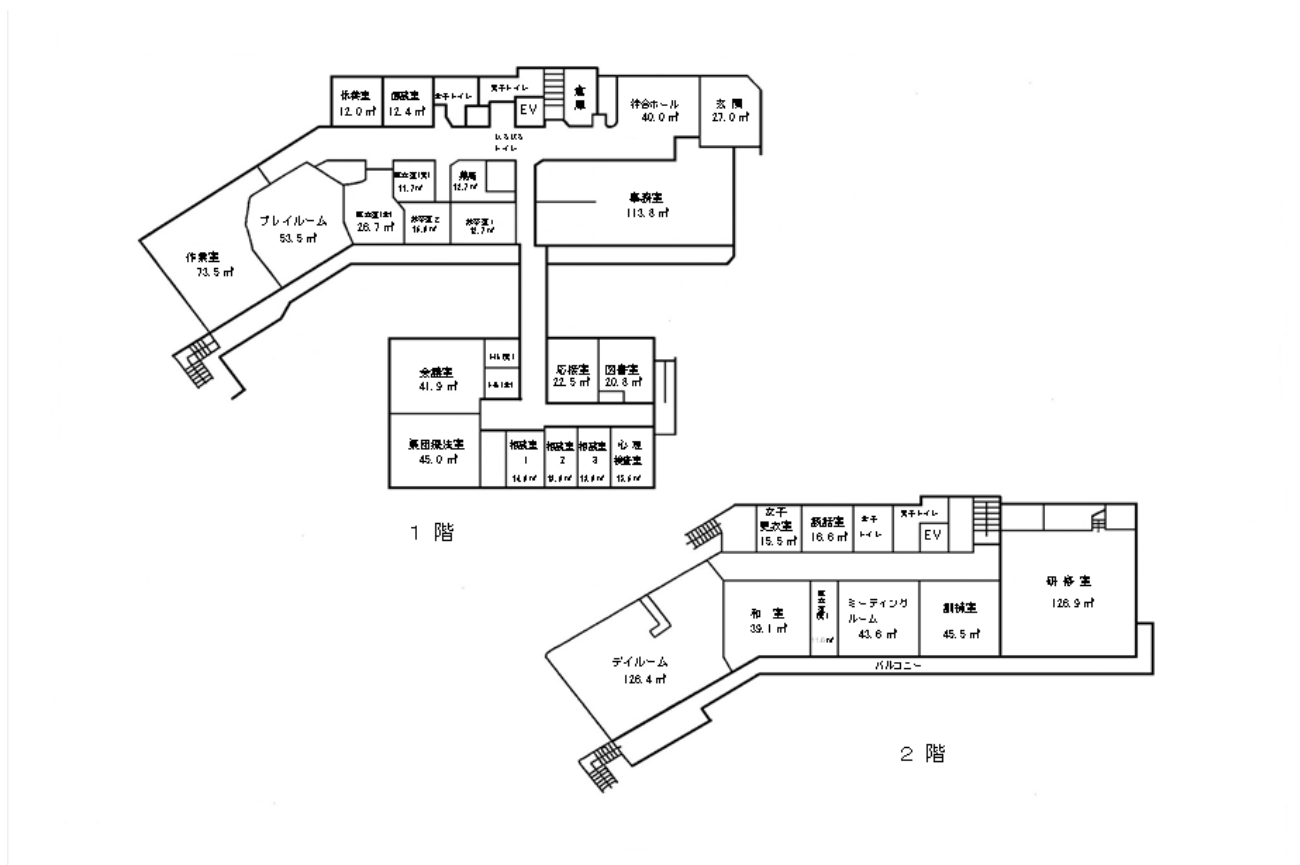
敷地面積（市有地） 5,492 m²

建物面積 延 1,474.44 m²、別棟陶芸室 39.69 m²、その他倉庫・車庫 12 m²

建物構造 本館鉄筋コンクリート一部2階建

全天候型テニスコート 1,221 m²（うちテニスコート部分 715 m² 運動広場 294 m²）

② 施設配置図



◎平成 29 年 7 月～30 年 3 月 大規模改修を実施

建設から 34 年を経過した平成 29 年度に老朽化に伴う大規模改修が行われた。

改修工事期間は宮城野区幸町に一時移転し、業務を継続して行った。